

参 考

地方自治法抜粋

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4 …省 略…

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 …省 略…

4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

行政不服審査法抜粋

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第45条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2・3 …省 略…

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁

佐野市図書館指定管理者
大高商事・藤井産業・図書館
流通センター共同事業体
代表者 株式会社 大高商事
代表取締役 高 橋 和 夫

審査請求人が平成31年2月5日に提起した処分庁による佐野市の図書館の入館及び利用の禁止処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、佐野市立図書館の利用において佐野市図書館条例第15条各号の規定に抵触する迷惑行為を繰り返したため、処分庁は、審査請求人に対し、注意及び指導を行った。
- 2 審査請求人は、平成29年2月1日付けで図書館を適正に利用する旨の誓約書を提出した。
- 3 審査請求人は、誓約書の提出以降も図書館のスタッフの指導に従わないことから、誓約書の内容を遵守しているとは言い難く、図書館利用の態度に改善は見られなかった。

上の利益があることが必要とされる。

また、第45条第1項では、処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合、その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下すると定められている。

3 本件審査請求の利益

今回、審査請求の対象となっている処分は、平成30年11月18日付けで審査請求人に対して行った、本通知を受け取った日の翌日から起算して90日間の図書館への入館及び利用禁止に関する処分であり、平成31年2月5日に審査請求を行ったとしても、審査中に入館及び利用禁止の期間が終了することにより法的効果が消滅すると考えられ、処分を受けた者が処分を受けたことを理由として、法律上の不利益を受けたり、処分を取り消すことにより法的に原状回復義務が生じるようなものではない。

従って、入館及び利用禁止期間の終了後において、審査請求人は、本件処分の取消しによる回復すべき法律上の利益は存在しないものであることから、本件審査請求の利益は認められないものである。

4 結論

以上のとおり、本件処分の取消しを求める当該審査請求については、法律上の利益は消滅しており、審査請求の利益を欠くことから、不適法なものとして、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年5月8日

審査庁 佐野市長 岡部正英

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に佐野市を被告として（訴訟において佐野市を代表する者は佐野市長となります。）、裁決の取消の訴えを提起することができます。なお、この期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、正当な理由があるときは、これらの期間の経過後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 2 この裁決の取消しの訴えにおいては、本件審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

